

第一期医療費適正化計画の実績評価について（概要版）

平成25年12月
医療指導課

平成20年度に策定した「鳥取県医療費適正化計画」について、高齢者の医療の確保に関する法律第12条の規定に基づき、実績評価を行いました。

1 医療費適正化計画とは

策定根拠	高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第9条
計画期間	平成20年4月～平成25年3月（5年間） ※ 第二期医療費適正化計画は平成25年度に策定済
計画の趣旨	医療費等の現状の分析を行い、本県の特徴を明らかにした上で生活習慣病の予防や平均在院日数の短縮等に関する目標を掲げ、「鳥取県健康づくり文化創造プラン（鳥取県健康増進計画）」、「鳥取県保健医療計画」、「鳥取県地域ケア体制整備構想」と密接に連携して施策を実施し、医療費の適正化を図ります。
施策の柱	①県民の生涯にわたる健康の保持 ②適切な医療の効率的な提供
目標数値	下記「3の（1）、（2）」の5つの指標について目標値を設定しました。

2 医療費適正化計画の実績評価とは

法第12条により、都道府県は都道府県医療費適正化計画の期間の終了年度の翌年度に、計画に掲げる目標の達成状況等の実績に関する評価を行い、その結果の公表を行うことになっています。

3 実績評価

本県の状況は以下のとおりであり、概ね順調に推移しているものと評価します。引き続き「県民の生涯にわたる健康の保持」や「適切な医療の効率的な提供」に係る体制整備を進めつつ、各種の取組を推進していきます。

（1）県民の生涯にわたる健康の保持

【評価】 平成23年度と平成20年度を比較すると着実に実施率が向上していますが、更に相当の努力を要します。（特定健康診査の実施率：6.64%増、特定保健指導の実施率：7.08%増）
なお、特定健康診査・特定保健指導の実施率は、全国的にも同様な状況にあります。

計画で設定した項目	平成24年度の目標値 (鳥取県)	平成23年度の実績		
		鳥取県	全国	備考
①特定健康診査の実施率	70%以上 (31.80)	38.44%	44.03%	メタボ出現率
②特定保健指導の実施率	45%以上 (7.32)	14.40%	15.34%	H20:23.05%
③メタボリックシンドロームの 該当者及び予備群の減少率	10%以上: 20年度と比較した率	2.61% の増	0.07% の減	H23:25.66%

※ 「平成24年度の目標値」欄の（ ）は、平成20年度の実績数値です。

※ 特定健康診査・特定保健指導等の状況の評価に当たっては、平成24年度の「特定健康診査等実施状況報告」の集計結果の公表が平成26年度に行われるため、平成23年度の報告で評価を行います。

（2）適切な医療の効率的な提供

【評価】 平均在院日数の目標を概ね達成しました。

計画で設定した項目	平成24年度の目標値 (鳥取県)	平成24年度の実績		
		鳥取県	全国	備考
④ 平均在院日数	31.0日(33.3日)	31.2日	31.2日	
⑤ 療養病床の数	942床(1,502床)	今回は評価対象としません。		

※ 平成24年度の目標値欄の（ ）は、平成20年度の実績数値です。

※ 国において、療養病床の病床数を機械的な削減は行わないこととされたことを踏まえ、評価を行わないこととします。

(3) 医療費の動向について

医療費の動向		鳥取県	全国
医療費総額	平成20年度	1,728億円	324,980億円
	平成24年度	1,895億円	364,471億円
	増加額	167億円	39,491億円
医療費総額の伸び率(平成20年度 → 24年度)		109.66%	112.15%
一人当たり医療費	平成20年度	290,406円	254,503円
	平成24年度	325,616円	285,826円
	増加額	35,210円	31,323円
一人当たり医療費の伸び率(平成20年度 → 24年度)		112.12%	112.31%

※ 本県の1人当たり医療費の伸び率は全国平均と同水準ですが、医療費総額の伸び率が全国平均より低くなっている理由としては、本県の人口の減少率が全国より高くなっているためです。

(4) 医療費適正化による推計効果額(平成20年度から平成24年度まで)

○ 平均在院日数の短縮による医療費適正化の推計効果額

厚生労働省が提供した「都道府県別の医療費の将来見通しの計算方法ツール」で推計すると、本県の平成20年度から平成24年度までの平均在院日数の短縮による医療費適正化の推計効果額は、11.6億円(H21: 9億円、H22: 2.2億円、H23: 3.4億円、H24: 5.1億円)となります。

○ 特定保健指導の実施に係る費用対効果の推計額

厚生労働省が提供した「特定保健指導の実施に係る費用対効果の推計ツール」で推計すると、本県の平成20年度から平成24年度までの特定保健指導を行ったことによる医療費適正化の推計効果額は、約1億円となります。

4 今後の取組

○ 特定健康診査・特定保健指導等

高齢期に入ってから健康維持を視野に入れて実施する特定健康診査・特定保健指導(40歳～74歳が対象年齢)の取組は、結果的に医療費の削減効果をもたらすものとされています。

県民の健康増進の観点から、特定健康診査・特定保健指導等には長期的視点を持って、今後より一層、取り組んでいく必要があります。

※ 参考

- ・ 全国の一人当たり医療費の伸び率(平成23年度と平成20年度との比較)
 - 65歳未満: 8.4パーセント
 - 65歳以上: 12.9パーセント(内訳) 75歳以上: 19.6パーセント
- ・ 本県における高齢者人口の割合(平成24年10月1日現在)
 - 65歳以上: 27.0パーセント(全国平均24.1パーセント、全国13位)
 - 75歳以上: 15.2パーセント(全国平均11.9パーセント、全国8位)